

2021年5月27日

公益社団法人著作権情報センター
理事長 中戸川 直史 殿

総務委員会
委員長 中川 文憲

答申

2020年7月30日付けの諮問に対し、次のとおり答申する。

はじめに

公益社団法人著作権情報センター（以下「C R I C」という。）は、1959（昭和34）年の創立以来、会員団体の理解と協力を得て、著作権制度の普及啓発に係る事業を自主事業として発展させるとともに、私的録音・録画補償金制度に基づく「著作権及び著作隣接権の保護に関する事業並びに著作物の創作の振興及び普及に資する事業」（著作権法第104条の8、以下「共通目的事業」という。）の一角を担い、情報収集・提供、国際協力・交流、調査研究、人材育成等、幅広く著作権制度の円滑な運用に資する事業を展開してきた。私的録音・録画補償金制度の事実上の縮減に伴い、従前の共通目的事業は公益目的事業基金に基づく限定的なものにとどまらざるを得ない状況となったものの、創意工夫をこらした自主事業の展開により、設立目的の実現に鋭意努めてきたところである。

一方、最近の著作権法改正によって生み出されつつある状況をみれば、新たな権利制限措置の導入に伴い創設された補償金制度の中には、私的録音・録画補償金制度における共通目的事業と同様の趣旨を有する共通目的事業が盛り込まれている。これらの新たな補償金制度における共通目的事業の目指すところはC R I Cの設立目的と重なるところが多く、C R I Cとしては、それらの補償金制度における共通目的事業において積極的な役割を担うことができるよう、C R I Cが実施すべき事業の在り方やその運営体制等に関する今後の基本方針を策定することが急務である。

今般、「C R I Cの今後の公益目的事業を具体化する上で枠組みとなるビジョン」、及びそれに基づく「C R I Cの今後実施すべき公益目的事業」を構想するにあたっては、正会員及び賛助会員の意見を聴取し、それらを十分に参酌したうえでビジョンの策定等に活かすため、正会員等に対するアンケート調査を実施した。その結果によれば（その概要是別紙参照）、これまでのC R I Cの活動については概ね好意的に評価する意見が多いが、今後の著作権制度の運用に関し、財源を適切に確保しつつ、C R I C事業のさらなる充実を求める意見も多く寄せられた。また近年のデジタル化・ネットワーク化に対応し、著作権制度に関する情報発信や普及啓発等においても、情報通信技術を活用したより利便性の高い実施形態を大胆に導入することも重要な課題とされた。

C R I Cは60年に亘る著作権制度の普及啓発の実績を有するが、一貫して、著作権に関わる各分野を横断して幅広く活動を行う団体として、社会的な信頼と評価を得てきており、著作権関係団体の中では包括的・中立的な立場をその特色、強みとして維持している。

今後、普及啓発、情報収集・提供等の既存の事業のさらなる充実を図りつつ、この立ち位置を活かして、著作権制度の運用に関わる側面に対しても積極的な役割を担うことも求められている。

今回の総務委員会の答申は、著作権制度をめぐる環境の変化を踏まえつつ、引き続きC R I Cが著作権制度の円滑な運用において積極的な役割を担うことを目指して、今後におけるC R I Cの進むべき方向性を明らかにすべく基本的な方針を策定したものである。

諮問事項1 C R I Cの今後の公益目的事業を具体化する上で枠組みとなるビジョン

著作権に関わる幅広い関係者の「協働の場」（共益の追求）としてのC R I Cの役割、権利者と利用者の「架け橋」としてのC R I Cの役割を再認識し、時代の変化を踏まえて、著作権等に関わる多様な場面に対応した効果的な事業展開を行うことをC R I Cの今後の公益目的事業を具体化する上で枠組みとなるビジョンとする。

C R I Cは、定款第3条（目的）に「著作権思想の普及のための活動を行うとともに、著作権制度の改善及び適正な運用のための調査研究等を通じて、著作権及び著作隣接権（以下「著作権等」という。）の適切な保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的とする。」としている。このC R I Cの設立目的を実現すべく、過去60年の成果の上に、このビジョンを枠組みとして今後の公益目的事業を具体化し、更なる飛躍を目指して、以下の取組みを行う。

- (1) 多種多様な著作権制度の普及啓発に関するニーズに積極的に対応するため、時代の要請を的確に見極め、広い視野に立ち、国、地方公共団体、他の著作権に関わる団体との連携に努める。
- (2) 著作権関連情報を、内外の関係団体と協働して、幅広く収集し、その提供・発信を一層強化する。特に国際機関や関係団体との連携を深め、海外の情報収集を強化する。
- (3) C R I Cがこれまで築きあげてきた中立的な立場に対する信頼を活かして、幅広い著作権関係者、権利者と利用者の架け橋となる事業に積極的に取り組む。
- (4) 情報へのアクセスや利便性向上のため、情報通信技術を事業活動に積極的に活用する。
- (5) 著作権に関する関係者のニーズを的確に捉え、効果的な事業展開や関係団体との円滑な連携を図るため、関係者の意見を事業活動に反映する仕組みを適宜導入する。

諮詢事項2 C R I Cが今後実施すべき公益目的事業

アンケートにおける会員の意見や要望等を踏まえつつ、C R I Cの定款に定められた事業の柱に沿いながら、今後実施すべき公益目的事業、C R I Cの社会的認知度を上げるための取組み、及び運営体制を提言する。

なお、これらの実現に向けては、物的・人的資源が整うことや十分な資金を前提とするものも少なくないので、事業の具体化にあたっては、収支の状況を十分勘案しながら、対応する必要がある。

1. 今後実施すべき新たな公益目的事業

(1) 著作権等又は著作権等の実務に関する講演会、研修会等

① 想定する対象者について

アンケートでは、知財・法務関係の実務家、コンテンツ・エンタテインメント業界の実務家及び教育関係者（教員、児童・生徒・学生等）が上位を占めた。これらはこれまでもC R I Cが、普及啓発事業の対象として重視してきたものである。

ア 繼続して重視すべき対象

知財・法務関係やコンテンツ・エンタテインメント業界の実務家等は、C R I Cの会員組織の観点からも、引き続き重要な対象である。その時々のニーズや分野ごとのバランスにも留意しつつ、基礎的な情報提供から専門家の育成に資する事業まで、継続して充実させる。

イ 新たなニーズへの対応

教育関係者は、これまでも注力してきた対象であるが、令和2年から施行された改正著作権法35条等の運用にあたり、今後この分野におけるニーズは一層高まるものであることから、セミナー等の開催方法、関連資料・コンテンツの充実など、一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会（S A R T R A S）との連携も含めて、充実強化策を検討する。その際、講演会、研修会等にとどまらず、解説パンフレット、ホームページその他による情報提供の充実・改善も含めて、重点的にさまざまな事業を実施する。

それ以外の分野でも、今後の法改正の動向を踏まえつつ、図書館や博物館・美術館関係など、ニーズが高まると予想される分野を対象とした事業にも時宜を捉えて取り組むことが必要である。

著作権制度が、芸術や文化を享受するすべての人々のための制度となっていることから、一般市民を対象とした講習会、研修会等についても重要であり、過去に実施した「市民のための著作権講座」の経験を生かし、文化庁が実施している一般向け講習会等との連携も考慮して、新たな形で実施することを検討する。

② 内容について

アンケートでは、著作権実務に有益な情報、法律論など制度の最新情報に関するもの、著作権制度の基本的な知識に関するものが上位を占めた。これらを踏まえつつ、それぞれの講演会、研修会等の開催趣旨に即して、適切な内容を提供していく。

なお、法律制度として法解釈や立法論などの法律論は欠かせないが、その周辺や背景等の理解増進の観点から、社会学や経済学、技術開発の動向等、法制度以外の視点を加えることも考慮すべきとの指摘もあり、この点にも留意する。

③ 実施形態について

アンケートでは、オンライン型（対面型とのハイブリットも含む）、対面型、特定のテーマに特化して短期間集中で実施する形態が上位を占めた。

ア オンライン配信

対面型とオンライン型のハイブリッド型は、コロナ禍を契機に、履修認定のための試験の必要な教員免許状更新講習を除き、現在行っているすべての講演会、研修会で導入しているが、新たな対象、内容のものを実施する際には、それぞれの形態の有用性やニーズ等も考慮して、適切な形態で開催するためにC R I Cのインフラ環境を一層整備する必要がある。

イ 繙続的な学習機会

特定テーマに即して短期間ではあるが継続的・集中的に学習するものは、C R I Cとして実績があり好評を得ているので、そのテーマを逐次刷新しつつ、引き続き実施する。

また、ある程度長期間にわたり体系的に学習し、履修者には認定証などを交付する形態についてもアンケートでは一定の賛同があるので、その要否や方策について検討を行う。

④ その他

アンケートでは、著作物等を取り扱う現場からの要請に基づく「講師派遣」や、大学での「寄附講座」を求める意見もあった。

これらも、C R I Cの横断的・中立的な立ち位置や、有識者との幅広い交流を生かす有意義な事業と考えられるが、講師等に関するデータベース、講習会等のカリキュラム開発など、C R I Cとしてコーディネートを行う態勢を構築しなければならない。

「寄附講座」は、人材育成に資することになり、名前を冠することでC R I Cの認知度を上げることにつながると考えられるが、対象大学や学部の選定、複数年の継続の可否やそれに伴う大規模な財源の確保などが課題となるものであり、これらの解決方策の検討が必要となる。

(2) 著作権等に関する定期刊行物、図書、資料の刊行

① 月刊『コピライト』誌について

ア 掲載する記事

アンケートでは、現在も中心的な記事である法令（改正）解説、重要裁判例解説、海外の条約・法令・判例等の動向解説が上位を占め、それら以外では、著作権等に関する国の機関、民間団体・組織等の活動や動向の情報、著作権制度に関わる重要なキーワードの解説にも一定数の支持があったほか、記事の執筆者として国内外の若手研究者の登用を求める意見や、海外の論文・報告書等の翻訳の掲載を求める意見があった。

月刊『コピライト』誌は、会員制度を支える重要な位置づけにあり、今後も充実した誌面作りに努める。

イ 発信形態

アンケートでは、会員専用ホームページ等により電子媒体による閲覧を可能とすること、国内外のニュースのデータベースを作成し、過去の記事をホームページ等により、過去に遡って閲覧できるようにすることを求める意見が上位を占めた。

『コピライト』誌の掲載記事は、著作権関係者にとって質の高い有用なものと評価されているので、その幅広い活用を進めるため、ネットワークを介した閲覧や、過去の記事の検索・閲覧への要請に応えることは、ペーパーレス化の進む現在においては避けられない流れである。電子化の要否やデータベース化の在り方について、これらの実現に向け検討する。

② 書籍、著作権制度解説パンフレットについて

アンケートでは、新たな書籍について、例えば著作権関係の契約書作成に関する入門書や、AIと著作権の関係に関するものなどの提案があり、また、著作権制度解説パンフレットについても、例えばインターネットや二次創作に関するもの、スマホ・YouTube世代向けのもの、違法アップロード関係、新たな対象者向けなど、多様な提案があった。

このような多様な意見を踏まえながら、優先度やニーズなどについて広い視野から判断する仕組みを設けるものとする。出版形態は、電子書籍の発行についても、従来型との併用も含め検討する。

(3) 著作権等に関する内外の情報の収集及び提供

① ホームページについて

アンケートでは、新たな内容として、EU著作権指令の和訳（2020年度分までは掲載済）、過去の講演会等のアーカイブ、国内法制・動向の海外発信、FAQの充実等の意見があった。

これらの意見に留意しつつ、内容等について多様な意見をくみ上げ検討する仕組みを設けることが必要であり、一層の充実を図る。

また、ホームページは、適切なタイミングで更新を重ねることが信頼性の確保からも重要であり、より一層高い頻度の更新を維持するよう努める。

② 資料室について

アンケートでは、国内・海外の著作権関係の書籍・定期刊行物・資料の充実、所蔵資料の複写サービス・公衆送信サービスを挙げる意見が上位を占めた。

既に2021年度から、2015年より不在であった図書館司書を配置し、これらの意見に応えるための環境を整えつつある。

また、資料室の活用を高めるために、認知度を上げる周知方法の工夫、複写サービス等を可能にする文化庁長官の指定などの環境整備を進める。

③ 相談室について

現在原則電話のみの相談対応であるが、アンケートでは電子メールや面談による対応を挙げる意見があった。これらの実現のためには人員体制等の整備が不可欠であることを考慮しながら、実現可能性の高いものから対応できるよう検討する。

なお、相談室の相談内容については早稲田弁護士による『コピライト』誌における連載や書籍『そこが知りたい著作権Q&A100』に一部紹介されているが、相談例の中から頻度の高いものをピックアップして、「FAQ」形式でホームページ上に公開することも検討する。

④ 解説動画について

アンケートでは、児童・生徒、学生向けの動画や一般向けのものが必要との意見が多かった。現在はDVD等パッケージ貸出にて提供しているが、オンラインによる提供を求める意見もあった。これらの意見をくみ上げ、どのような内容のものが適切であるかを検討し準備する。

⑤ 新たな事業について

アンケートでは、オーファンワークスに関するデータベースの構築・公開、WIPONや海外の団体の活動、国際的な制度やルールに関する情報収集・提供などの意見があった。

オーファンワークス問題対応はこれまで実証事業が行われてきたところであるが、CRICにおいても「権利者を捜しています」広告掲載サイトを運営するなどの実績もあり、将来的にはより積極的な運用への関わりを検討する。

著作権論文募集・顕彰事業は、過去に20年間（第10回まで）実施し、その入選者等から現在活躍する多くの有識者を輩出していることから、再開を望む声が事務局に寄せられており、専門家の育成という観点のみならず、CRICの社会的認知度を上げるという観点からも再開を検討する。

（4）著作権等に関する調査研究

① 新たな調査研究テーマについて

アンケートでは、海賊版対策施策、二次創作などが挙げられており、現在の委員会方式ではなく、特定課題を研究者個人に研究させる案（研究助成）などがあった。

附属著作権研究所における調査研究については、附属著作権研究所運営委員会におい

て今後の方策を議論していく。

② 調査研究における新たな視点やテーマ以外の新たな活動案について

アンケートでは、海外の条約、法制や実務などに関して多くの意見があった。その点の充実を図るために、(5)とも関係するが、例えば、W I P O 、 C I S A C 等の国際機関・団体、米国、欧州、中韓などの地域ごとに定期的にその動向をフォローする人材を配置することなどを検討する。

(5) 国際協力・国際交流

アンケートでは、この分野でのより積極的な取組みを求める意見が多かった。

国際会議への参加や、海外に向けて日本の著作権制度と取組みを発信することなど、実現に向けて検討する。

(6) 権利者と利用者の架け橋機能の強化

アンケートでは、著作権に関するポータルサイトの運営（著作権に関するネットワーク・ハブ機能）や海外情報の収集体制の強化、著作権教育に関するアンケート事業が上位を占めた。また、デジタルデータの整備を重視する意見も多かった。さらに、オープンワークス問題対策をはじめ、著作権制度の運用への積極的な関与を求める意見、著作権論文募集・顕彰事業の再開を求める意見等があった。

自主事業だけでなく、各種の機関・団体等による普及啓発事業のサイト情報等を収集し、広く一般向けのゲートウェイとして、著作権に関するポータルサイトを運営することや、著作権制度の運用への積極的な関与については、C R I C のこれまでの在り方や実績にとらわれず、どのような取組みがC R I C として相応しいかを念頭に入れて、対応する。

著作権教育に関するアンケート調査については、過去3回実施した実績があるが、著作権教育・知財教育が知的財産推進計画において繰り返し言及されるなど、初等・中等教育段階において著作権について教えることがこれまでにも増して強く求められてきていることから、その現状把握やC R I C が実施する著作権教育事業の課題把握という観点において重要であると認識しており、再開に向けて検討する。

2. C R I C の社会的認知度を上げるための取組み

認知度を上げるためにには、まずC R I C の事業自体の活性化を図る中で周知を図ることが重要であるが、アンケートでは、著作権等のデータベースセンター機能の強化、デジタルデータの整備・充実、ホームページにおける情報発信の充実、他の著作権関係団体、教育関係団体等との連携強化等の意見が寄せられた。

これらの意見を踏まえつつ、これまで以上のホームページ掲載情報の充実やそれらのS NSでの情報発信の拡大に取り組む。また、関係団体のホームページとのリンク、関係団体の広報資料におけるC R I C 情報の掲載・紹介等について、実現に向けて検討する。

3. 今後の公益目的事業の運営体制の在り方

ここまで述べてきた「今後実施すべき新たな公益目的事業」や現在実施している各事業を実施・推進していくことを目的として、関係者の意見を適切に反映させ、透明性の高い運営を図るため、現在設置されているものの見直しも含め、事業の在り方や内容等に応じてそれらを議論する組織の設置を検討する。組織の設置に際しては、検討内容、構成員等を総務委員会にて検討し、理事会に提案することとしたい。

なお、ここまで述べてきた「今後実施すべき新たな公益目的事業」を計画・実施し、「C R I C の社会的認知度を上げるための取組み」や「今後実施すべき公益目的事業の検討・実施のための組織」の運営にあたっては、事務局体制をより充実させることが不可欠であることを付言する。

以上

《委員、参考人名簿》

[委員]

委員長 中川 文憲 一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会 事務局長
委 員 佐々木 功 一般社団法人日本映像ソフト協会 業務部長
高杉 健二 一般社団法人日本レコード協会 常務理事
南雲 貞行 公益社団法人日本芸能実演家団体協議会 経理部長
広石 美帆子 日本放送協会 知財センター 著作権・契約部長
前田 優子 一般社団法人日本民間放送連盟 番組・著作権部 副部長
増田 裕一 一般社団法人日本音楽著作権協会 常任理事

[参考人] (第3回から出席)

参考人 今村 哲也 明治大学 情報コミュニケーション学部 教授
澤田 将史 三村小松山縣法律事務所 弁護士

《検討経過》

第1回

期日：2020年7月30日（木）

議題：1. 今後の公益目的事業に関する検討の件

第2回

期日：2020年11月9日（月）

議題：1. 「今後の公益目的事業に関する検討の件（第1回）」の議事要旨について

2. 今後の事業運営の枠組みとなるビジョンについて

3. 参考人の出席について

第3回

期日：2021年1月20日（水）

議題：1. 「今後の公益目的事業に関する検討の件（第2回）」の議事要旨について

2. 今後のスケジュールについて

3. アンケートについて

4. 今後の事業運営の枠組みとなるビジョン及び具体的な事業内容について

第4回

期日：2021年3月5日（金）

議題：1. 「今後の公益目的事業に関する検討の件（第3回）」の議事要旨について

2. アンケート結果について

3. 今後の事業運営の枠組みとなるビジョン及び具体的な事業内容について

第5回

期日：2021年4月9日（金）

議題：1. 「今後の公益目的事業に関する検討の件（第4回）」の議事要旨について

2. 今後の事業運営の枠組みとなるビジョン及び具体的な事業内容について

第6回

期日：2021年5月19日（水）

議題：1. 「今後の公益目的事業に関する検討の件（第5回）」の議事要旨について

2. 答申（案）について

《別紙》

参考資料1 正会員に対する「C R I C の事業活動に関するアンケート調査」結果

参考資料2 賛助会員に対する「C R I C の事業活動に関するアンケート調査」結果

(別紙)

参考資料 1 正会員に対する「CRIC の事業活動に関するアンケート調査」結果

1. 調査概要

1-1. 調査目的

創立 60 周年をむかえた CRIC の中長期的な事業運営の新たな枠組みとなるビジョン、及び今後実施すべき具体的な公益目的事業の検討に資するために、正会員から CRIC の事業活動に対する忌憚のない意見を聴取することを目的とする。

1-2. 調査方法

(1) 調査項目

- ・講演会、研修会の事業について、①どのような方々を対象にすべきか、②どのような内容のものを実施すべきか、③どのような形態のものを実施すべきかなど
- ・「コピライト」誌について、どのような記事を希望するか、記事以外の観点でどのようなことを希望するか
- ・書籍について、どのような内容・テーマの書籍を発行すべきか
- ・著作権制度解説パンフレットについて、どのような内容・テーマのパンフレットを発行すべきか
- ・ホームページについて、どのような情報を掲載すべきか
- ・資料室について、利用活性化にむけて、どのような施策を新たに実施すべきか
- ・著作権相談室について、どのような施策を新たに実施すべきか
- ・著作権制度解説 DVD について、どのような解説動画を制作すべきか
- ・情報収集・情報提供の事業について、どのような事業を新たに実施すべきか
- ・附属著作権研究所における調査研究について、どのような調査研究を実施すべきか
- ・附属著作権研究所における調査研究について、どのような活動・施策を新たに実施すべきか
- ・国際交流・国際協力の事業について、どのような事業を新たに実施すべきか
- ・CRIC の事業全体を通して、どのような事業を再開または新たに実施すべきか
- ・社会における CRIC の存在価値を高めるために、どのような施策を実施すべきか
- ・CRIC の普及啓発活動は、これから、どのような方向性を目指して進めていくべきか

(2) 調査対象

正会員 23 団体

(3) 調査方法

2021 年 1 月 29 日アンケート調査票を依頼文書とともに電子メールで送信して、アンケート調査への協力を要請した。

(別紙)

(4) 調査期間

2021年2月1日（月）～2月15日（月）15日間（ただし、最終回収は2月25日（木））

(5) 回答状況

すべての正会員23団体から、回答があった。

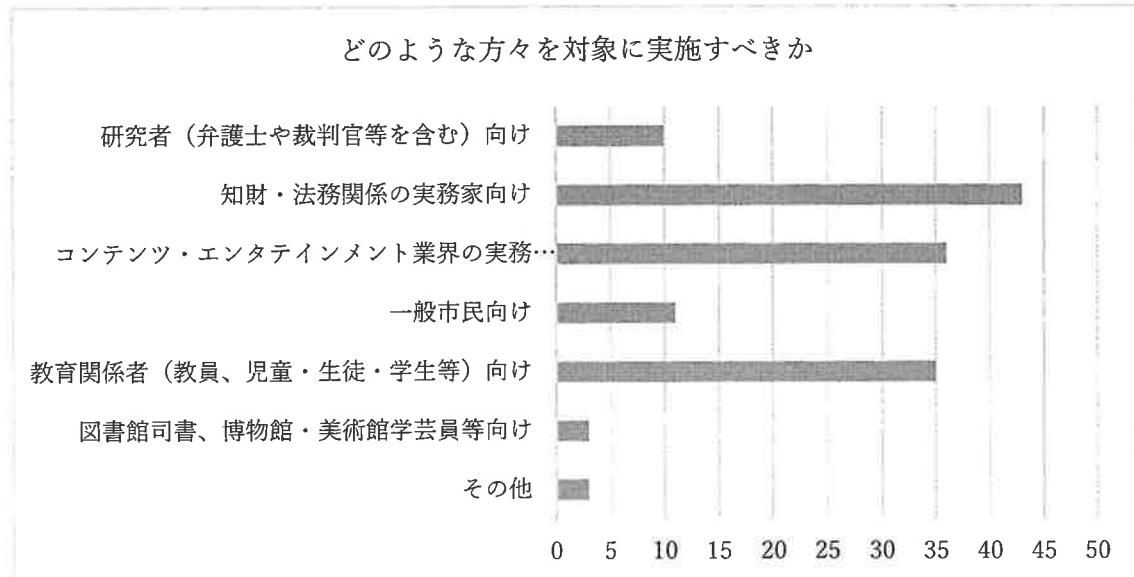
2. 調査結果

* 優先度の高い順に選択して回答してもらう設問については、3つ選択の場合は優先度の高い順に3～1を、2つ選択の場合は優先度の高い順に2～1を配点し、その合計点を記述している。なお、いずれの設問についても、回答が1つしか選択されていなかった場合があった。

(1) 「著作権等又は著作権等の実務に関する講演会、研修会」の事業について

①CRICは、どのような方々を対象にした講演会、研修会を実施すべきだと思いますか。
貴団体の考えに当てはまるものを、以下のなかから3つ選んで、優先度の高い順に1から3までの数字を（　　）に入れてください。

・研究者（弁護士や裁判官等を含む）向け	10
・知財・法務関係の実務家向け	43
・コンテンツ・エンタテインメント業界の実務家向け	36
・一般市民向け	11
・教育関係者（教員、児童・生徒・学生等）向け	35
・図書館司書、博物館・美術館学芸員など向け	3
・その他（以下の枠に、具体的に書いてください。）	3



(別紙)

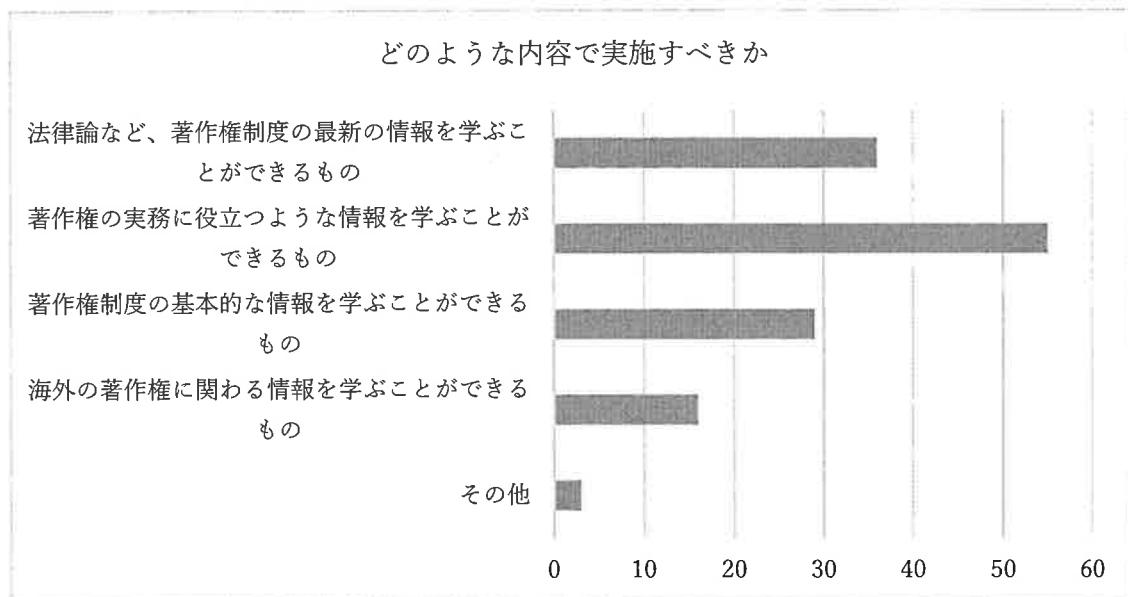
○教育関係者では、特に教員の方に向けて。

○マスコミに著作権に詳しい人が少ないので、それも必要かもしれません。

○国内のみならず、海外向け（特に東南アジア）に発信できるよう工夫すること。

②CRIC は、どのような内容の講演会、研修会を実施すべきだと思いますが。貴団体の考えに当てはまるものを、以下のの中から 3 つ選んで、優先度の高い順に 1 から 3 までの数字を（　　）に入れてください。

- | | |
|-------------------------------|----|
| ・法律論など、著作権制度の最新の情報を学ぶことができるもの | 36 |
| ・著作権の実務に役立つような情報を学ぶことができるもの | 55 |
| ・著作権制度の基本的な情報を学ぶことができるもの | 29 |
| ・海外の著作権に関わる情報を学ぶことができるもの | 16 |
| ・その他（以下の枠に、具体的に書いてください。） | 3 |



○著作権意識の啓発に資するようなもの。

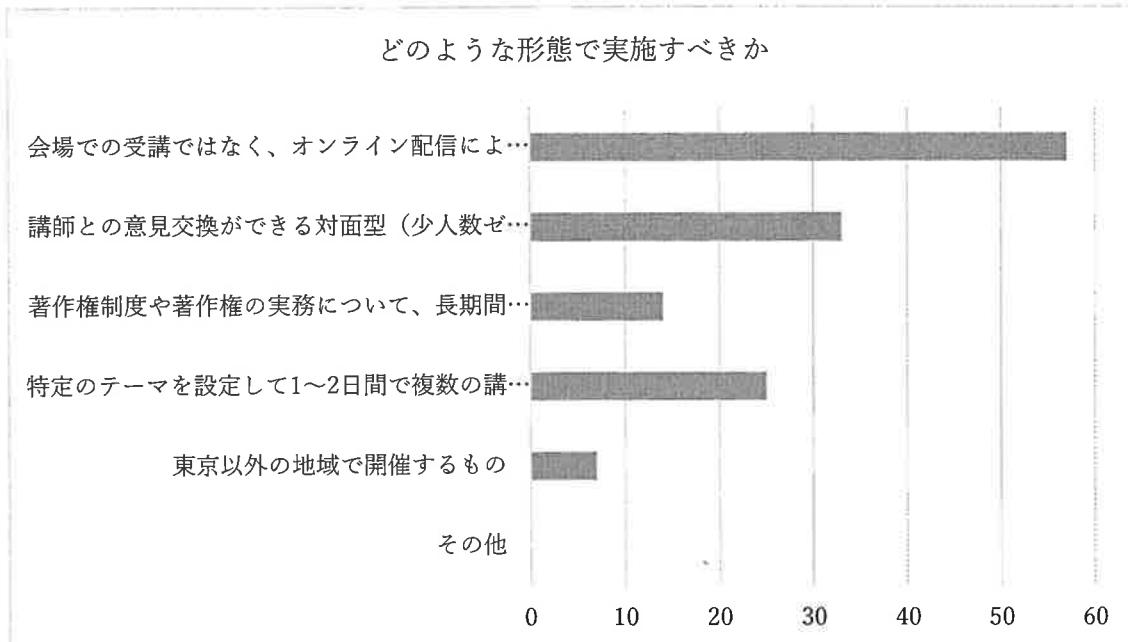
○著作権にまつわる世の中の事象について、社会学あるいは経済学の分野からアプローチされた研究を学ぶことができるもの。

○著作権制度の基本的な情報、海外の著作権に関わる情報については、体系的に学ぶことが大切である。

③CRIC は、どのような形態の講演会、研修会を実施すべきだと思いますか。貴団体の考えに当てはまるものを、以下のの中から 3 つ選んで、優先度の高い順に 1 から 3 までの数字を（　　）に入れてください。

(別紙)

・会場での受講ではなく、オンライン配信により受講できるもの（会場とオンラインのハイブリッド型のものを含む）	57
・講師との意見交換ができる対面型（少人数ゼミ形式）のもの	33
・著作権制度や著作権の実務について、長期間体系的に（例えば、週1回15週間など）にわたり学ぶことができ、認定証などが交付されるもの	14
・特定のテーマを設定して、1～2日間で複数の講義で学ぶことができるもの	25
・東京以外の地域で開催するもの	7
・その他（以下の枠に、具体的に書いてください。）	0



④CRIC が、現在行っている事業に加えて、新たな講演会、研修会の事業を実施する場合について、対象者、内容、形態以外の観点でご意見がありましたら、以下の枠に、具体的に書いてください。

- 教育関係者を対象にした、私権の保護と制限のバランスを念頭において著作権制度を説明する内容の講義。
- 複数の研究者、実務家、弁護士などによるテーマを決めてのパネルディスカッション、セッションなど。
- 実務担当者による講演会、研修会も良いのかと思われる。
- 美術館、教育機関ほか現場からの講師派遣要請に基づく講習会の開催（テーマもクライアントの要望に沿って）。
- 知的財産に関する「実態」と「仕組み」の乖離がかつてないスピードで進行しつつある中で、海外の直近の動向を継続的に把握、報告していくことは、とても重要だと思っています。

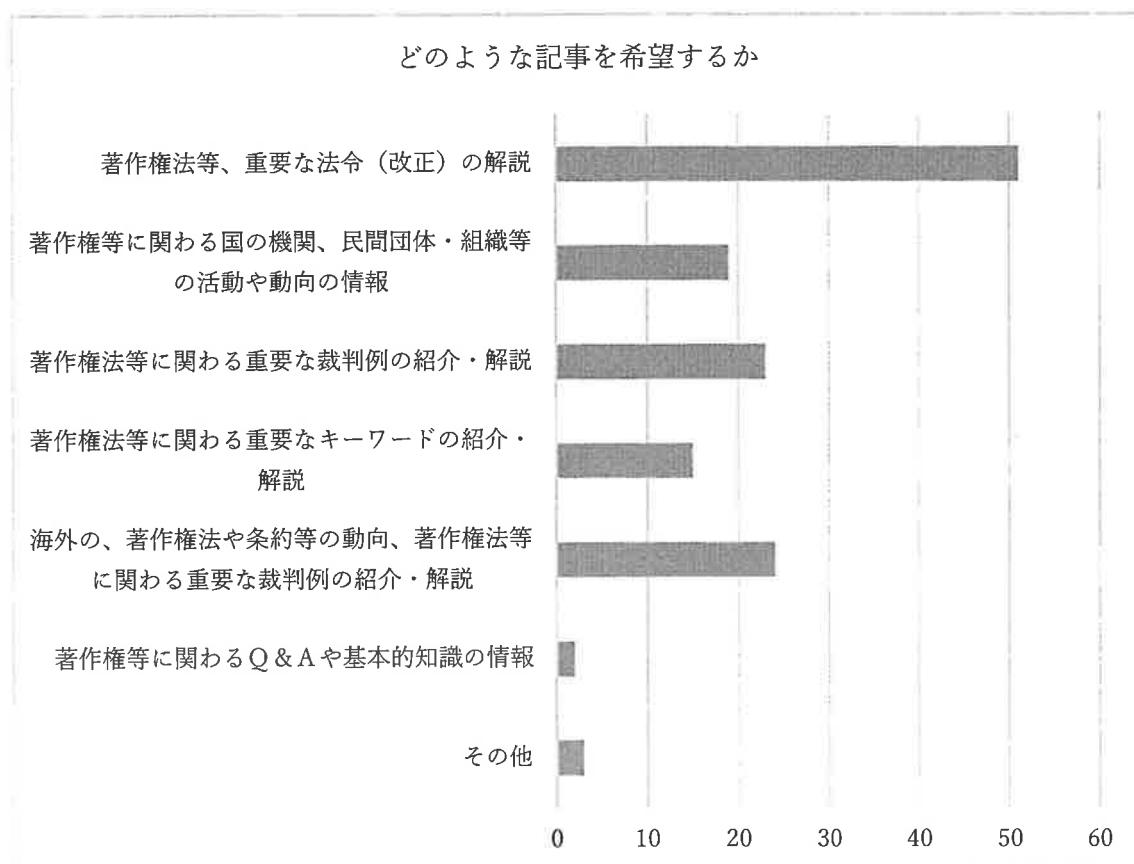
(別紙)

○対象者を国内に限定せず、海外向けに外国語で発信し、教えることも検討すべき。

(2) 「著作権等に関する定期刊行物、図書、資料の刊行」の事業について

①CRIC は、著作権情報誌・月刊「コピライト」誌を発行し、正会員・賛助会員等に配付しています。「コピライト」誌は、月例著作権研究会の講演録やエッセイ、著作権等に関する国内外のニュース等の記事を掲載しています。これら以外に、「コピライト」誌にどのような記事が掲載されることを希望されますか。貴団体の考えに当てはまるものを、以下のなかから 3つ選んで、優先度の高い順に 1 から 3 までの数字を（　）に入れてください。

- | | |
|------------------------------------|----|
| ・著作権法等、重要な法令（改正）の解説 | 51 |
| ・著作権等に関わる国の機関、民間団体・組織等の活動や動向の情報 | 19 |
| ・著作権法等に関わる重要な裁判例の紹介・解説 | 23 |
| ・著作権法等に関わる重要なキーワードの紹介・解説 | 15 |
| ・海外の、著作権法や条約等の動向、著作権法等に関わる重要な裁判例紹介 | 24 |
| ・著作権等に関わるQ & A や基本的知識の情報 | 2 |
| ・その他（以下の枠に、具体的に書いてください。） | 3 |



(別紙)

○海外の制度の紹介も重要だと思いますが、それに並行して、海外の CMO の歴史や実務内容を、国別あるいは支分権別など、系統的に取材して紹介するのも面白いと思います。

○海外の論文、報告書の翻訳（若手研究者育成のためにも）。

○国内外の若手研究者に発表の場を作り提供すること。

②月刊「コピライト」誌に関して、掲載すべき記事以外の観点について、貴団体の考えに当てはまるものを、以下のなかから 2 つ選んで、優先度の高い順に 1 から 2 までの数字を（　　）に入れてください。

- | | |
|--|----|
| ・会員専用ホームページ等により電子媒体でも閲覧できるようにする | 36 |
| ・講演録等を年度毎にまとめ、論文集として発行・販売する | 5 |
| ・国内外ニュースを年度毎にまとめ、ホームページ等でいつでも過去にさかのぼって読めるようにする | 23 |
| ・読者の要望を迅速に、編集方針にフィードバック出来るよう、対応窓口を設ける | 1 |
| ・その他（以下の枠に、具体的に書いてください。） | 6 |

記事以外の観点（どのような活用を希望するか）

会員専用ホームページ等により電子媒体でも閲覧できるようにする



講演録等を年度毎にまとめ、論文集として発行・販売する



国内外のニュースを年度毎にまとめ、ホームページ等でいつでも過去にさかのぼって読め…



読者の要望を迅速に、編集方針にフィードバックできるよう、対応窓口を設ける



その他



0 5 10 15 20 25 30 35 40

○現状のままでいい。

○現在、月刊コピライト誌のバックナンバーは目次のキーワード検索になっているが、全テキストでの検索ができると利用価値が高くなる。

○過去に掲載された記事の検索（可能であれば、過去に掲載された記事のオンラインでの閲覧も）。

(別紙)

○過去に読んだ記事を探したいときに、簡単に何年の何号か調べられる仕組みがあるとありがたい（「著作権文献・資料目録」に検索機能がついたようなイメージです）。

○目録の作成。

○著作権法関係判例集。

③CRIC が現在発行・販売している書籍以外で、CRIC が新たな書籍を発行すべきと思われる内容・テーマの案がありましたら、以下の枠に、具体的に書いてください。

○「著作権法逐条講義」などの既発行物の改訂時期を早め、法制度の改正により変更された条文の解説を取り込んでほしい。

○著作権周りの契約書作成に関する入門書。

○海外の著作権法や条約、実情に関して紹介・解説したもの。

○海外の論文、報告書の翻訳集。

○AI と法律の関係。

④CRIC が現在発行・配布している著作権制度解説パンフレット以外で、CRIC が新たな著作権制度解説パンフレットを発行・配布すべきと思われる内容・テーマの案がありましたら、以下の枠に、具体的に書いてください。

○スマホ・YouTube 世代の学生へ向けた著作権啓発パンフレット。

○令和 2 年著作権法改正による侵害コンテンツのダウンロード違法化や、インターネットにおける著作物の利用・自分の創作物（写真・動画等）の掲載時に注意すべきポイントを解説したもの。

○ネットの普及により、簡単に著作物が違法にアップロードされているが、それは権利侵害であること、罰則もあることを伝えるパンフレットはどうか。

○「一億総クリエーター時代」や「コンテンツのマルチユース」といった切り口から、インターネット上での情報発信や二次創作等に関する法的留意点を解説。

○現在は、教育に関する法改正、図書館に関する法改正などが実施、または予定されているが、これまでの著作権関係者以外に著作権の基本的な情報を告知することが必要と思われる。

○教育と著作権に関するもの。

(別紙)

(3) 「著作権等に関する内外の情報の収集及び提供」の事業について

①CRIC が現在ホームページ「CRIC」(<https://www.cric.or.jp/>) に掲載している情報以外で、ホームページ「CRIC」に掲載すべきと思われる情報等がありましたら、以下の枠に、具体的に書いてください（定期掲載、不定期掲載を問いません）。

○FAQ のさらなる充実が望まれる。

○著作権関係の各種 EU 著作権指令（和訳）。

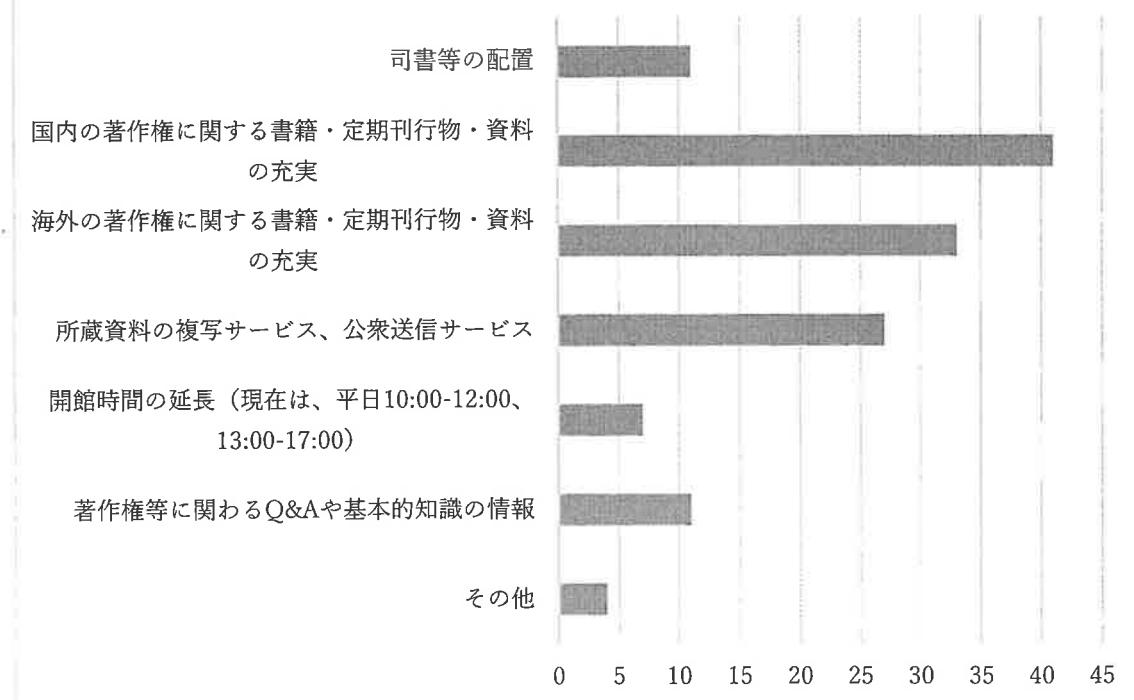
○日本法と国内の動向を外国語で海外向けに発信すること。

○過去の講演会、研修会のアーカイブ。

②「資料室」の利用活性化に向けて、実施することが望ましいと思われる事項について、貴団体の考えに当てはまるものを、以下のの中から 3 つ選んで、優先度の高い順に 1 から 3 までの数字を（　　）に入れてください。

・司書等の配置	11
・国内の著作権に関する書籍・定期刊行物・資料の充実	41
・海外の著作権に関する書籍・定期刊行物・資料の充実	33
・所蔵資料の複写サービス、公衆送信サービス	27
・開館時間の延長（現在は、平日10:00-12:00、13:00-17:00）	7
・著作権等に関するQ & Aや基本的知識の情報	11
・その他（以下の枠に、具体的に書いてください。）	4

資料室に関して実施することが望ましい事項



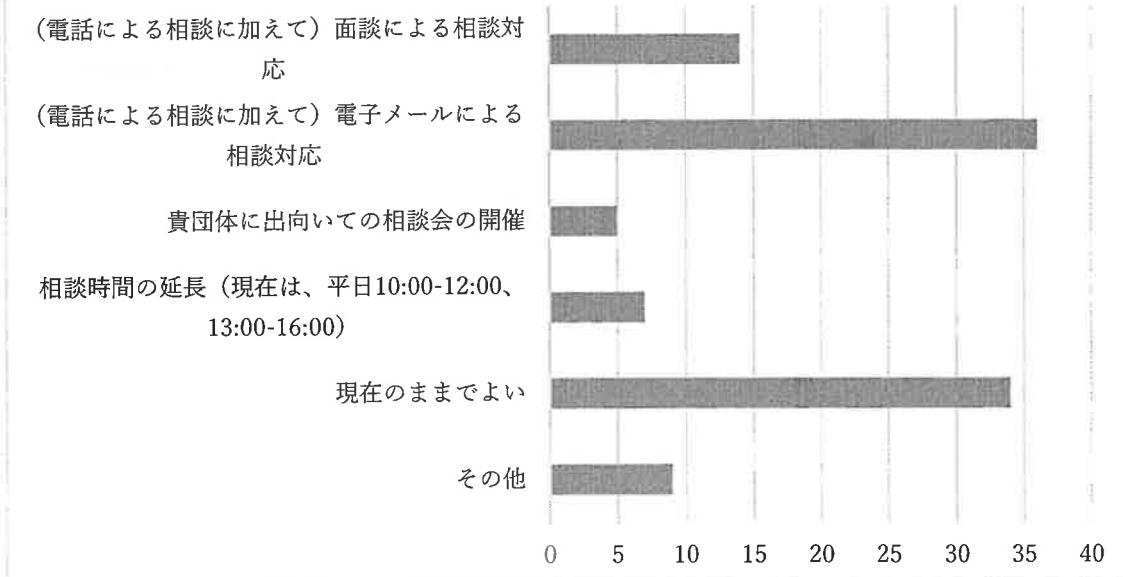
(別紙)

- 新規資料・サービス紹介と併せて資料室周知を継続的に行う。
- 資料室の活用を促すこと。
- 資料室の存在と一般利用に関する一般向け広報。
- 所蔵資料、論文を取り上げ、批評、紹介すること（例えば、書評のような）。

③CRICは、現在、専任の相談員が電話にて無料で著作権に関する質問や疑問に答える「著作権相談室」を設置し、広く一般の利用に供しています。「著作権相談室」の活動について、新たに実施することが望ましいと思われる事項について、貴団体の考えに当てはまるものを、以下の中から3つ選んで、優先度の高い順に1から3までの数字を()に入れてください。

・(電話による相談に加えて) 面談による相談対応	14
・(電話による相談に加えて) 電子メールによる相談対応	36
・貴団体等に出向いての相談会の開催	5
・相談時間の延長（現在は、平日10:00-12:00、13:00-16:00）	7
・現在のままでよい	34
・その他（以下の枠に、具体的に書いてください。）	9

相談室に関して実施することが望ましい事項



- これまでの相談内容と回答をHPで公開。

- 相談内容を蓄積、会員への提供（内容を一般化できるものについて、とりまとめるなど。

(別紙)

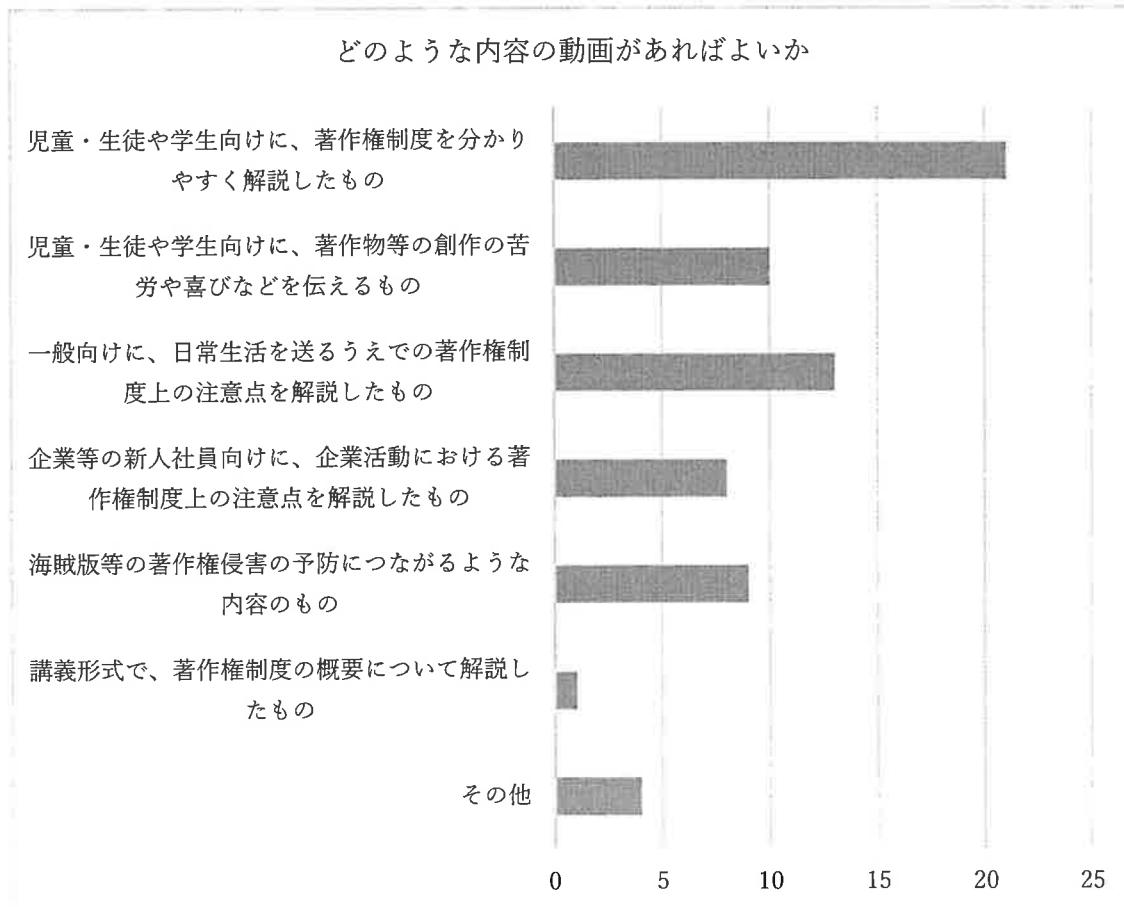
○一般的の利用に供することを推進するために、SNS 等の媒体で広く告知し受け付けるのはどうか。

○寄せられるニーズとキャパシティに関する実態はどうなのでしょうか。

○著作権相談室を廃止し、その予算を著作権教育関連事業に充当してはどうか。

④今後、著作権制度解説動画を新たに制作する場合、どのような内容のものがあればよいと思いますか。貴団体の考えに当てはまるものを、以下の中から 2つ選んで、優先度の高い順に 1 から 2 までの数字を（　　）に入れてください。

- | | |
|--|----|
| ・児童・生徒や学生向けに、著作権制度を分かりやすく解説したもの | 21 |
| ・児童・生徒や学生向けに、著作物等の創作の苦労や喜びなどを伝えるもの | 10 |
| ・一般向けに、日常生活を送るうえでの著作権制度上の注意点を解説したもの | 13 |
| ・企業等の新入社員向けに、企業活動における著作権制度上の注意点を解説したもの | 8 |
| ・海賊版等の著作権侵害の予防につながるような内容のもの | 9 |
| ・講義形式で、著作権制度の概要について解説したもの | 1 |
| ・その他（以下の枠に、具体的に書いてください。） | 4 |



(別紙)

- オンラインで視聴可能なコンテンツの作成。
 - 教員向けに学校教育における著作権制度上の注意点を解説したもの。
 - 著作物の違法なアップロードについて、若い人だけでなく広く一般向けに啓蒙する内容のものを制作してはどうか。
 - 著作権相談を反映した内容。
- ⑤「著作権等に関する内外の情報の収集及び提供」の事業で、現在行っているものに加えて、新たに実施することが望ましいと思われる事業の案がありましたら、以下の枠に、具体的に書いてください。
- 諸外国の既存の著作権制度だけでなく、WIPO や海外の団体の活動を中心に新たな制度や国際ルールの策定など発展的な動きに関する情報の収集・提供。
 - 海外の制度の紹介も重要と思いますが、それに並行して、海外の CMO の歴史や実務内容を、国別あるいは支分権別など、系統的に取材して紹介するのも面白いと思います。
 - 海外の論文、報告書の翻訳。
 - Twitter 等での CRIC の情報発信、例えば著作権ミニ知識や法改正のポイントといったような内容をダイジェストにして発信するのはどうだろう。
 - オーファンの作家、作品に関わる DB の構築と公開。

(4) 「著作権等に関する調査研究」の事業について

①CRIC は 1999 年に附属著作権研究所を設置し、著作権に関する独自の基礎的な研究や官公庁・他団体等の委嘱によるさまざまな調査研究を実施し、報告書として公表しており、現在は、「現行著作権法制定時の検討経過に関する調査研究」、及び「商標と著作権に関する調査研究」が進められています。附属著作権研究所において、今後、実施することが望ましいと思われる調査研究の案がありましたら、以下の枠に、具体的に書いてください。

- 海賊版対策に有効な海外での施策について。
- 海外の私的複製補償金制度に関する調査研究。
- 多くの若者たちの間で盛んになっている「二次創作」の実態調査が必要ではないでしょうか。ネットで「二次創作」という言葉を検索するだけでも何かが見えてくると思われます。
- 研究会方式ではなく、特定の課題を研究者個人に与えて、調査研究、発表してもらうこと（研究を助成する形、あるいは委託する形）。

(別紙)

○ポータルサイトにおいて、ニーズを募ってはどうか。

②附属著作権研究所の活動に関して、調査研究の案以外で、今後、実施することが望ましいと思われる案がありましたら、以下の枠に具体的に書いてください。

○調査研究は、報告書の公表だけでなく、シンポジウムなどを開いたらどうか。

○著作権関係の EU 司法裁判所判例要旨が一覧できる資料の作成。

○研究所において、海外との比較や、日本の現状などを勘案して、将来的に望ましい著作権制度について企画立案する。

○WIPO 諸会議や国際活動に積極的に参加すること。

○現在著作権の分野では、著作権の集中管理団体の役割が大変重要になっており、CISAC が様々な取り組みをしています。この CISAC の動きを注視していくと世界の著作権界の情勢が良くわかると思いますが、意外に一般に知られていない気がします。附属著作権研究所の研究テーマになるかどうかわかりませんが、コピライ特誌などでももっと取り上げて良いと思います。

○海外の研究機関との共同研究及び発表。

○国内外の著作権法学会に積極的に関わること。

○国内外研究者とのネットワーク構築。

○海賊版対策に有効な海外での施策に関するセミナー等の開催。

(5) 「著作権等の保護に関する国際協力又は国際交流」の事業について

①CRIC が現在実施している国際協力・国際交流の時宜以外で、CRIC が新たに実施することが望ましい国際協力・国際交流の事業の案がありましたら、以下の枠に、具体的に書いてください。

○EU 著作権指令の翻訳。

○附属著作権研究所のところにも書きましたが、CISAC の動きを定期的にご紹介いただけたとありがたいです。

○海外の制度の紹介も重要だと思いますが、それに並行して、海外の CMO の歴史や実務内容を、国別あるいは支分権別など、系統的に取材して紹介するのも面白いと思います。

○相手国としては難しいと思いますが、現在の民間取引の状況から、中国を視野に入れた事業も検討してみてはどうかと思います。

○国際会議、研究会に積極的に参加の上、報告すること。

(別紙)

○国内外研究者とのネットワーク構築。

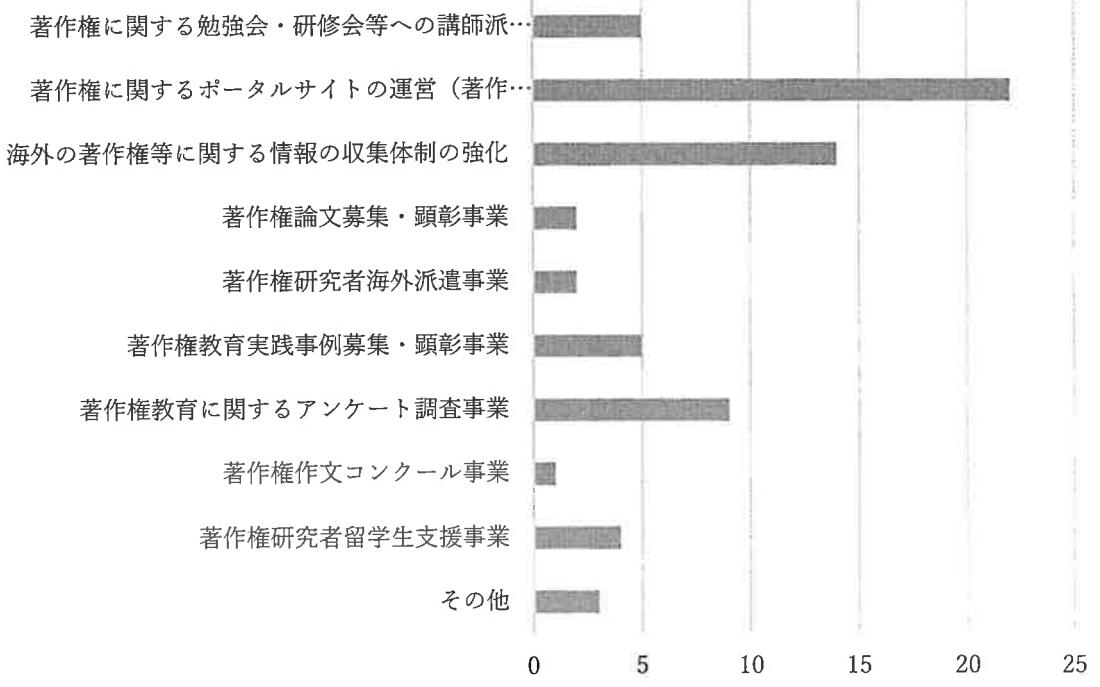
○海外向けに日本の著作権制度と取組実績を発信すること。

(6) その他の事業等について

①これまでの設問でご回答いただいた案等に加えて、新たに、または再び実施することが望ましいと思われる事業の案について、貴団体の考えに当てはまるものを、以下の中から2つ選んで、優先度の高い順に1から2までの数字を()に入れてください。

・著作権に関する勉強会・研修会等への講師派遣事業	5
・著作権に関するポータルサイトの運営（著作権に関するネットワーク・ハブ機能の構築）事業	22
・海外の著作権等に関する情報の収集体制の強化	14
・著作権論文募集・顕彰事業（1996～2015年度実施）	2
・著作権研究者在外派遣事業（2005～2012年度実施）	2
・著作権教育実践事例募集・顕彰事業（2005～2014年度実施）	5
・著作権教育に関するアンケート調査事業（2004、2010、2015年度実施）	9
・著作権作文コンクール事業（1999年度実施）	1
・著作権研究者留学生支援事業（1998～2002年度実施）	4
・その他（以下の枠に、具体的に書いてください。）	3

どのような事業を実施することが望ましいか



(別紙)

- 著作権論文募集・顕彰事業は、過去の入賞者を見ると、現在活躍されている研究者や弁護士等がたくさんいらっしゃる。CRIC が今後の著作権界を担う人材を発掘・育成に資することは、重要ではないか。
- 著作権情報センターが、その業務を情報発信にとどめることは、現在の状況に必ずしもそぐわない印象がある。単に情報を発信するのみではなく、著作権を運用する制度の中で、一翼を担っていく必要があるのではないか。
- 「受信」ばかりでなく、積極的に「発信」することを考えるべき（例えば、法改正への提言、提案など）。
- オーファンの作家、作品に関わる DB の構築と公開。

②日本社会、あるいは国際社会における CRIC の存在価値を高めるために有効と思われる施策や事業の案がありましたら、以下の枠に、具体的に書いてください。

- 日本の著作権・著作隣接権データベースセンターとしての役割。
- CRIC は著作権に関する情報を網羅的に整理しているところに、社会の信頼を得ているので、デジタルデータの整備・充実が望まれる。
- 世界的に情報発信はウェブサイトで、という流れなので、そこを充実させていくのが有効だと思います。
- 著作権のことを調べるのならば CRIC のサイトで、という価値観が広まるこにより存在価値は高まる。そのための費用とパワーのシフトのためには、既存の事業について選択と集中が求められるのではないか。
- 著作権情報センターとしては、そのほかの著作権関連団体と連携して、普及啓発関連事業などの運用もおこなうことが良いのではないか。セミナーと資料発行だけではなく、より実務的な普及啓発を望む。またオーファンの探索のような、情報の運用、活用となる部分にも積極的に取り組んでいただきたい。
- 「著作権等に関する内外の情報の収集及び提供」といった静的な活動に留まらず、研究者の提言を集約するなどしつつ、著作権法の改正などにあたってのより積極的な HUB としての役割を果たして行くことも必要なのではないかと思います。
- CRIC を我が国の知財分野のシンクタンクと人材育成の場にする施策。
- 大学での寄附講座。
- 知名度の向上。

(別紙)

③CRIC の著作権に関する普及啓発活動が目指すべき、方向性等をお伺いします。具体的な事業ではなく、大きな方針や考え方の提言等がありましたら、以下の枠に書いてください。

○特に児童・学生等若者に対する著作権制度の認知、普及・啓発を行い我が国の文化の発展に寄与するための事業を推進すること。

○これまでの CRIC の方向性を継続することを支持します。さらに著作物の創作・利用・流通がすべての人によって行われるデジタル時代に合わせて、著作権に関する情報に幅広い人がアクセスできるよう柔軟に取り組んでいただきたい。

○著作権に関心をもってもらうための裾野を広げる活動が大切です。

○(6)ー②と同様に、「著作権等に関する内外の情報の収集及び提供」といった静的な活動に留まらず、研究者の提言を集約するなどしつつ、著作権法の改正などにあたってのより積極的な HUB としての役割を果たして行くことも必要なのではないかと思います。

○普及啓発活動は、単なる情報発信のみではなく、より広くが含まれているのだと考える。しかし、現在は情報発信の領域にとどまっている印象があり、この領域の拡大が必要ではないか。またそれに伴って定款の変更が必要であれば変更するべきだろう。人事についても、現在の 3 団体体制から、もっと広範な分野で構成される体制が求められると思われる。

○CRIC の中で研究された内容等に基づいて、今後の方向性への示唆を含む「提案型」の意思表示の機会があれば、CRIC のプレゼンスはさらに上がっていくものと思います。

○児童生徒から教育関係、一般企業、官公庁まで、かつてないほど幅広い層に著作権の知識が求められている今日、対象者それぞれの必要性や習熟度に応じたツールや手法を検討すべき。

○著作権は、常に利用の円滑と保護のバランスの中で議論されているが、ともすると権利保護が経済発展の阻害要因として語られることがある。権利保護に関する著作権先進国と日本の違いを踏まえて、普及啓発をしてはどうか。

○ネット時代なので、一般人でも容易に著作権侵害を起こすことが多くなっているので、社会全般に対して、詳細な知識は必要ないものの、他人の著作物を勝手に使わない意識付けをして、侵害を抑制していくような活動が必要だと思います。

(別紙)

- 対象を著作権の実務者や学習者に絞るのか、広く一般の人を対象とするのか。
どちらかに軸足を決めて、対象のニーズを捉えた満足度の高い事業にシフトしていくべきではないか。
- 情報のデジタル化に伴う「権利制限規定」の根底的な在り方について探求を継続的に行うこと。

(別紙)

参考資料2 賛助会員に対する「CRIC の事業活動に関するアンケート調査」結果

1. 調査概要

1-1. 調査目的

創立 60 周年をむかえた CRIC の中長期的な事業運営の新たな枠組みとなるビジョン、及び今後実施すべき具体的な公益目的事業の検討に資するために、賛助会員から CRIC の事業活動に対する忌憚のない意見を聴取することを目的とする。

1-2. 調査方法

(1) 調査項目

- ・賛助会員の業種
- ・重要視している CRIC の事業活動の区分（講演会・研修会、定期刊行物・書籍・資料、情報収集・情報提供、調査研究、国際協力・国際交流）
- ・CRIC の事業活動への満足度
- ・CRIC の事業活動への意見・提言

(2) 調査対象

日本国内の賛助会員 607 者（法人、団体、個人）

(3) 調査方法

2021 年 1 月 29 日アンケート調査依頼文書を郵送し、アンケート調査への協力を要請した。アンケートは、アンケート調査サイト (<https://www.cric.or.jp/chousa/>) におけるウェブ回答方式で実施した。

(4) 調査期間

2021 年 2 月 1 日（月）～2 月 15 日（月）15 日間

(5) 回答状況

113 者から回答があり、回答率は 18.6% であった。

(別紙)

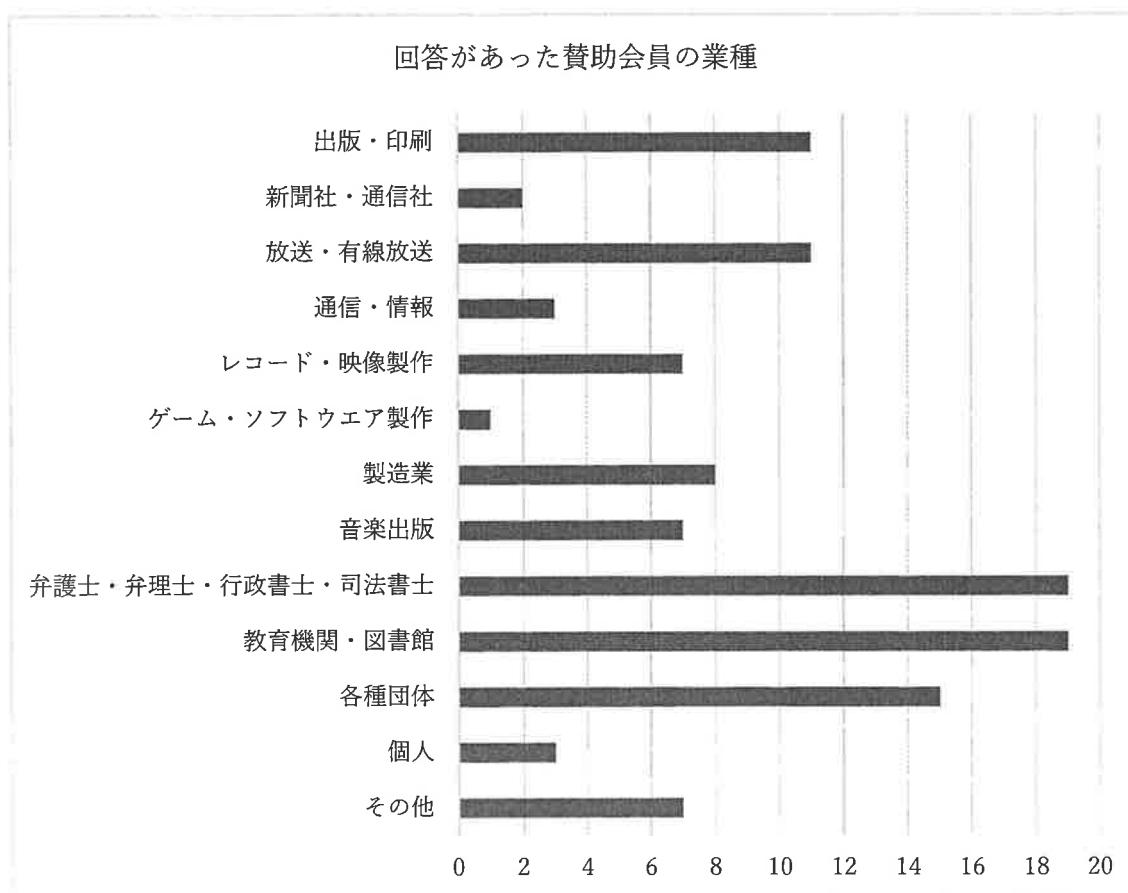
2. 調査結果

(1) 回答した賛助会員の業種（括弧内は、同業種の賛助会員数）

・出版・印刷：	11 (52)
・新聞社・通信社：	2 (12)
・放送・有線放送：	11 (29)
・通信・情報：	3 (26)
・レコード・映像製作：	7 (32)
・ゲーム・ソフトウェア制作：	1 (9)
・製造業：	8 (37)
・広告・宣伝：	0 (14)
・音楽出版：	7 (39)
・弁護士・弁理士・行政書士・司法書士：	19 (175)
・教育機関・図書館：	19 (89)
・各種団体：	15 (30)
・個人：	3 (29)
・その他：	7 (34)

（なお、賛助会員には、上記以外に外国の企業、団体、個人等がいる。）

回答があった賛助会員の業種

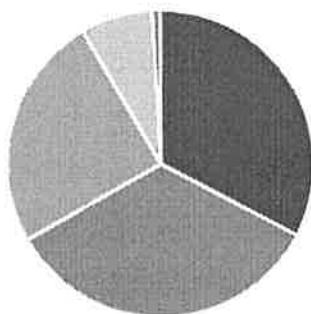


(別紙)

(2) 重要視している CRIC の事業活動 (2つを選択)

- | | |
|----------------------------|----|
| ・著作権等又は著作権等の実務に関する講演会、研修会： | 74 |
| ・著作権等に関する定期刊行物、図書、資料の刊行： | 77 |
| ・著作権等に関する内外の情報の収集・提供： | 56 |
| ・著作権等に関する調査研究： | 17 |
| ・著作権等の保護に関する国際協力、国際交流： | 2 |

重要視しているCRICの事業活動

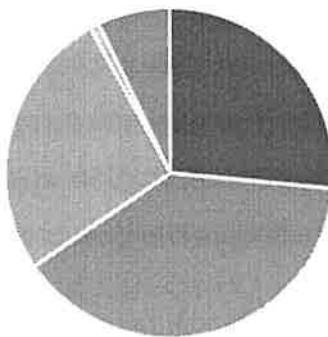


- | | | |
|-----------|---------------|-------------|
| ■ 講演会、研修会 | ■ 定期刊行物、図書、資料 | ■ 情報収集・情報提供 |
| ■ 調査研究 | ■ 国際協力、国際交流 | |

(3) CRIC の事業活動に対する満足度

- | | |
|--------------|----|
| ・満足している： | 30 |
| ・まあまあ満足している： | 44 |
| ・普通： | 30 |
| ・満足していない： | 1 |
| ・よくわからない： | 8 |

CRICの事業活動に対する満足度



- | | | | | |
|----------|--------------|------|-----------|-----------|
| ■ 満足している | ■ まあまあ満足している | ■ 普通 | ■ 満足していない | ■ よくわからない |
|----------|--------------|------|-----------|-----------|

(別紙)

(4) CRIC の事業活動への意見・提言

① CRIC の事業活動全体についての意見・提言

- CRIC の活動について、満足しています。コピライトも勉強になっています。放送関連として、放送と通信、権利者団体、こういった点の情報を今後もお願いします。(放送・有線放送)
- これまでの活動を維持して欲しいと思います。(弁護士・弁理士・行政書士・司法書士)
- これからも著作権制度が充実されるよう、よろしくお願いします。(出版・印刷)
- 引き続き、変化のある著作権情報をタイムリーに頂けると幸いです。(各種団体)
- 財務省管轄の Cipic、経産省管轄の Jetro のようなイメージで、会員各社と文化庁をつなぐような役割の強化を期待します。(その他)
- 引き続き、著作権関係でのご活動を継続いただければ有り難く存じます。何卒宜しくお願い致します。(各種団体)
- どの事業活動も非常にレベルが高く、権利者にとっても有益なものと実感している。一方、その有益なものが多くの権利者に届いていないことも感じる。どんな人でもアーティスト=権利者となっているイマに合わせた周知活動を是非お願いしたい。(レコード・映像製作)
- コロナ感染の影響もあり、一段と通信利用のコミュニケーションが活発になっているなか、著作権に関する関心、と言うか、著作権の無知による落とし穴の危険性が多くの人々にとって身近になっています。より分かりやすく、より具体的な理解の普及が必要となっていると感じています。でも、それが最も難しい事であるのですがね…期待しております。よろしくお願いいたします。(音楽出版)
- 60周年おめでとうございます。毎年、著作権法の改正があり近年は特に現実に即した実務に直結する部分が多いように思う。これらを解説する解説集のアップデートを適切におこなってもらいたい。また著作権に関心がない人に対してこそ、普及の必要性があるので、侵害に関して著作権意識の啓蒙も積極的におこなわれたい。(各種団体)
- まだ、加入したばかりのため、気づきは少ないです。引き続き、よろしくお願いします。(製造業)

② 「著作権等又は著作権等の実務に関する講演会、研修会」の事業についての意見・提言

- より実践的な講義や未来的な講義を希望します。(放送・有線放送)

(別紙)

- 著作権研究会を受講させていただいておりますが、いつも最新の情報を、素晴らしい講師陣から学ぶことができ大変興味深くまた勉強になっております。今後、音楽や映像などのコンテンツについて、海外との共同製作や売り買い（特に配信によるもの）がより活発化していくであろうと想定しており、その辺りについての講義などをを開催いただけたらありがとうございます。今後ともどうぞよろしくお願ひ申し上げます。（レコード・映像製作）
 - 有料及び無料のオンラインセミナーを増やしてほしい。（弁護士・弁理士・行政書士・司法書士）
 - 日程の関係で、参加できないセミナー、講演会が多数存在するが、講演終了後も、後日聴講可能なアーカイブとして残してもらいたい。また、講演実施について、チラシでの案内よりも、ネットでの配信に重点をおいてもらいたい。（弁護士・弁理士・行政書士・司法書士）
 - 著作権セミナーについては、参加費の低減化、規模を広げるなどし、より参加しやすい形にしていただけだと著作権についてより広く社会に知られるのではないかと考えております。（各種団体）
 - 業種業界ごとの著作権法に関する研修会の開催（法改正があった際は改正箇所を重点的に）及び法解釈に関する相談窓口の拡充（教育機関・図書館）
- ③「著作権等に関する定期刊行物、図書、資料の刊行」の事業についての意見・提言
- コピライ特は参考にさせていただいています。継続して活動されることを期待しています。（放送・有線放送）
 - 「コピライ特」誌は著作権動向をキャッチアップするためのツールとして活用させて頂いております。一方、コロナ禍において在宅勤務が推奨される中、オフィスに出社する機会が限られ「コピライ特」を閲覧する機会が減っております。そのため是非「コピライ特」の電子化を希望いたします。（通信・情報）
 - 月刊「コピライ特」のバックナンバーをデジタルサービスとして提供してもらえると嬉しいです。また、『著作権法逐条講義』の改訂版の刊行を心待ちにしておりますので、ぜひともお願ひいたします。（出版・印刷）
 - コロナ禍ということもあり、冊子の閲覧が難しい状況です。オンラインで閲覧できるとありがたいです。（レコード・映像製作）
 - 書籍やコピライ特の電子書籍化を希望します。（放送・有線放送）

(別紙)

○昨年から法務を 1 名体制で担当しており、以降、コピライトを拝読させていただいている。社内にて、最新情報を入手する数少ない情報源として活用しています。(法務が調査などを行うための予算をもらえていないため、自費にも限界があり大変助かっております。) 最近、特に中国企業とのライセンス契約が多く、中国における著作権などの取り扱いについて最新情報があれば定期的に、コピライト内で取り上げていただけると大変助かります。参考になるような意見ではないかと存じ大変恐縮ですが、貴社の益々のご発展を心よりお祈りしております。(レコード・映像製作)

○新任担当者向けの説明資料等をより充実させていただければ幸いでございます。
(その他)

④「著作権等に関する内外の情報の収集・提供」の事業についての意見・提言

○国内の著作権法改正や関連理論の動向は勿論、国際的な議論の動向(個々の法改正だけでなく、その背景となる AI や ICT 発達がもたらす著作物その他の知財やビッグデータ等の産業への有効活用と、著作(隣接)権その他権利の権利者の保護及びその利用者のプライバシーや自己決定権の保護や「知る権利」の確保等との新しいバランスの取り方の考え方など。)の最新情報の提供と、それらを踏まえた実際の「契約書作成」等の業務に際して具体的にどう対応すべきか、どう変わらのか、などにつき、さらに分かりやすく情報提供して頂ければ幸いです。(弁護士・弁理士・行政書士・司法書士)

○新技術の情報、それらに対応する世界の動向などをキャッチしたい。(各種団体)

○いつも大変お世話になっております。遅ればせながら、創立 60 周年おめでとうございます。当団体では 10 年に亘り法教育を推進して参りまして、今般、全国会である日本行政書士会連合会においても法教育推進委員会を設置しまして、全国での法教育、著作権教育を進めるお手伝いを深めていくこととなりました。以前から、貴協会の教材を小学校の現場などで利用させていただいておりまして、たいへん重宝しているところでございますが、最近の学習指導要領改訂も踏まえた教材の更新、新規作成などをお願いできたらと思うところでございます。引き続きましてよろしくお願ひ申し上げます。(各種団体)

○著作権教育教材の充実化(弁護士・弁理士・行政書士・司法書士)

○ビジネスベースに乗りにくいので各国の著作権に関する和訳された書籍の発行は少ないので、日本の著作権法との比較・解説にも力を入れていただけると助かる。C R I C は日本の著作権関係をまとめた貴重な存在なので、これからも積極的に情報発信をしていただきたい。(放送・有線放送)

(別紙)

○収入状況が厳しい中ですので、調査研究書や国内、海外法令集等の紙の出版物の配布が出来なくなっていますが、実費でのオンデマンド配布は出来ないでしょうか。
(個人)

○図書館と著作権、特に複写サービスと著作権の関係について、最新の動きや情報が知りたい。ホームページや冊子などに隨時まとめていただけると助かります。(新聞社・通信社)

○資料室にある古い貴重な資料を大切に管理してほしい。資料をもっと利用しやすくしてほしい。資料室にできればコピー機を備えてほしい。(個人)

⑤ 「著作権等に関する調査研究」の事業についての意見・提言

○ICT 分野など、関連産業の発展に関する調査・研究・提言 (教育機関・図書館)

○最近、著作権研究所研究叢書が刊行されていないように思います。歴史も進み、普及よりも、調査研究の方に、重みを置くべきように感じます。(放送・有線放送)

⑥ 新たな事業についての意見・提言

○公的な資格等の創設 (音楽出版)

○【新たに実施すべき事業】①著作権の帰属や著作権侵害（特に創作性）に係る紛争の仲裁、②・ロイヤリティの算定、譲渡、質権設定等における価値評価（の斡旋）
(弁護士・弁理士・行政書士・司法書士)

○知的財産管理技能検定と全く関係ないかのようなスタンスに見える。著作権分野に関して、受験者のサポート業務は著作権教育に重要なことだと思われるのだが。
(レコード・映像製作)

○美術大学に講師派遣はどうでしょうか。日本の大学、特に美術大学、におけるアドホックな教養セミナー（C R I C相談室員が派遣講師となる）の開催を、C R I C運営側から各大学事務局に、積極的に持ちかけ、学生に著作権講義をすることを、毎年恒例でなさってはいかがでしょう。大学のみならずデザイン専門学校も含まれます。内容としては、著作権法で保護され得る造形創作上のトラブルなどを例に挙げ、支分権、著作者人格権、二次的著作権など、基礎中の基礎を説明してはどうだろうか。この意見の背景ですが、例えば、日本クラフトデザイン協会、日本ジュウリーデザイナー協会などの会員や理事と話していても、「いやー、著作権とかわかんないんですよね」と平気で古参会員の方がおっしゃっています。10年前もそうでしたし、いまもそうです。何も変わっていません。要は、デザイン学校、工芸学校で、著作権法など教えられていなかったから、そういう現状になっています。そして、「とある国のデザイナーに造形を盗用されましてね、どうしたら良いでし

(別紙)

よう」と仰います。その方々は、「C R I C」という団体の存在すら知りません。理事クラスの高齢の方よりも、いまの若い美大生や専門学校生に、キャンパスで基礎を教えるセミナーを開いてはどうでしょうか。一社ではなく公社なのですから、C R I Cでお持ちの財源を、そのようにもお使いいただいてもよいと思います。C R I Cの会員になってかなり経過しますが、おじやる丸のパンフもよいですが、配っても学生は読みません。C R I Cの相談室があるよ、と、とある美大非常勤講師のときに、学生に言いましたが、電話ですと、なにから質問してよいか判らないそうです。結果、電話をかけた学生はありません。なお、日本の美術大学の教養課程などに知財の科目を入れているところは芸大、武蔵野美大、女子美など関東圏くらいです。「C R I C」の名前と、その電話相談室の存在を広めることにも資すると思います。いかがでしょうか。(個人)

⑦ その他の意見・提言

○所属団体は現在、著作権業務の普及のため、「著作権相談員」「著作権伝道師」制度を立ち上げ活動しています。貴センターの事業活動と協働できることを期待します。(各種団体)

○CRICの「本業」がわかるようではわかりません。月例著作権研究会もコピライトもとても楽しみで、できれば全部参加して全部読みたいと思っています。しかし、「著作権相談所」なのか「著作権研究所」なの、はたまた「JASRAC擁護機関」なのか「開かれた著作権機構開発所」なのか、その辺の立ち位置がさっぱりわかりません。しかし、貴センターの著作物はとても重要でとても貴重でとても有意義です。現在までの貴センターの歴史が物語っています。私が申しあげたいのは、一般大衆(学生を含むアカデミックな行動)を相手にする必要が無い機関なのかどうかをハッキリして頂ければうれしいということです。専門家の機関であれば、それなりの権威でもって受講者等になんらかのステータスを与えるようなことを考えてもよいのではないかと考えます。勲章なんてくだらないのですが、やる気を与える問題です。歴史ある機関が与える称号はそれなりの力があると考えます。博士号や修士号のように、それなりのものを与える何かを考えられては如何でしょうか。プロフェッショナルの講師がとても重要なことを論じ、教授してくださるのですから。MPAだけの得意技ではないはずです。CRICは、専門職、一般人、その他諸々に全く名前が知られていません。それはあんまりです。それは怠慢です。ある意味、JASRACの不足を補う業務をしているのですから、もっと凜とした、著作権の保険機関のようなイメージを世の中に示して欲しいと考えます。CRICのメンバーであることが、知的財産関係に携わる者のステータスになるような、そのような行動を発信して頂きたい。(音楽出版)